

会計	繰越	検算	転記		
加	加	大	加		

平成25 年分
開催分)

(その1)

収支報告書

(ふりがな)

とうきょうおがわじゅんやこうえんかい

1 政治団体の名称 東京小川淳也後援会

2 主たる事務所の所在地 東京都港区芝2-8-1-702

(アパート・マンション名) 宇都宮方

3 代表者の氏名 (姓) (名)
宇都宮 崇人

4 会計責任者の氏名 (姓) (名)
本田 正美

事務担当者の氏名

(姓) (名)

八代田 京子

(電話) 03-3508-7621

(電話)

(電話)

政治団体の区分

- ☐ 政党 ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項
☐ 政党の支部 規定による政治団体
☐ 政治資金団体 ☒ その他の政治団体
☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- ☒ 2以上の都道府県の区域等 ☐ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

- ☐ 有
☒ 無
 公職の種類
 (現職・候補者の別)
 資金管理団体の届 (姓) (名)
 出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分

- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
 第1号に係る国会議員関係政治団体
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項
 第2号に係る国会議員関係政治団体
 公職の候補者 (姓) (名)
 の氏名 小川 淳也
 公職の種類 衆議院議員
 (現職・候補者の別) (現職)
 公職の候補者 (姓) (名)
 の氏名(2人目)
 公職の種類
 (現職・候補者の別)
 公職の候補者 (姓) (名)
 の氏名(3人目)
 公職の種類
 (現職・候補者の別)

資金管理団体の指定の期間

から
 まで
 (※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

国会議員関係政治団体に関する 特例の適用期間

から
 まで
 (※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

0345



233/00

(その2)

収 支 の 状 況

【エラーチェック済】

1 収支の総括表

収 入 総 額	415,549
(前年からの繰越額)	223,511
(本年の収入額)	192,038
支 出 総 額	49,896
翌年への繰越額	365,653

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	192,000	
(イ) (うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ロ) 政治団体からの寄附	0	
小 計 (ア) + (イ) + (ロ)	192,000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	192,000	

(その6)

(6) その他の収入			
行番号	摘 要	金 額	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
1 件 10 万 円 未 満 の も の		38	
合 計		38	

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分		1. 個人	
行番号	寄附者の氏名(又は名称)	金 額	年 月 日	住 所 (又は所在地)	職業(又は代表者の氏名)	備 考	
1	入谷浩之	1,000	H25/1/11	世田谷区南烏山3-12-1-T519	会社員		
2	入谷浩之	1,000	H25/2/6	世田谷区南烏山3-12-1-T519	会社員		
3	入谷浩之	1,000	H25/3/8	世田谷区南烏山3-12-1-T519	会社員		
4	入谷浩之	1,000	H25/4/5	世田谷区南烏山3-12-1-T519	会社員		
5	入谷浩之	1,000	H25/5/13	世田谷区南烏山3-12-1-T519	会社員		
6	入谷浩之	1,000	H25/6/5	世田谷区南烏山3-12-1-T519	会社員		
7	入谷浩之	1,000	H25/7/8	世田谷区南烏山3-12-1-T519	会社員		
8	入谷浩之	1,000	H25/8/7	世田谷区南烏山3-12-1-T519	会社員		
9	入谷浩之	1,000	H25/9/5	世田谷区南烏山3-12-1-T519	会社員		
10	入谷浩之	1,000	H25/10/8	世田谷区南烏山3-12-1-T519	会社員		
11	入谷浩之	1,000	H25/11/7	世田谷区南烏山3-12-1-T519	会社員		
12	入谷浩之	1,000	H25/12/6	世田谷区南烏山3-12-1-T519	会社員		
13	(小計)	12,000					
14	鈴木敬三	1,000	H25/1/11	高槻市西真上1-16-16-201	会社員		
15	鈴木敬三	1,000	H25/2/6	高槻市西真上1-16-16-201	会社員		
16	鈴木敬三	1,000	H25/3/8	高槻市西真上1-16-16-201	会社員		
17	鈴木敬三	1,000	H25/4/5	高槻市西真上1-16-16-201	会社員		
18	鈴木敬三	1,000	H25/5/13	高槻市西真上1-16-16-201	会社員		

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名(又は名称)	金 額	年 月 日	住 所 (又は所在地)	職業(又は代表者の氏名)	備 考
19	鈴木敬三	1,000	H25/6/5	高槻市西真上1-16-16-201	会社員	
20	鈴木敬三	1,000	H25/7/8	高槻市西真上1-16-16-201	会社員	
21	鈴木敬三	1,000	H25/8/7	高槻市西真上1-16-16-201	会社員	
22	鈴木敬三	1,000	H25/9/5	高槻市西真上1-16-16-201	会社員	
23	鈴木敬三	1,000	H25/10/8	高槻市西真上1-16-16-201	会社員	
24	鈴木敬三	1,000	H25/11/7	高槻市西真上1-16-16-201	会社員	
25	鈴木敬三	1,000	H25/12/6	高槻市西真上1-16-16-201	会社員	
26	(小計)	12,000				
27	山崎雅俊	4,000	H25/1/11	流山市富士見台1-13-31	会社員	
28	山崎雅俊	4,000	H25/2/6	流山市富士見台1-13-31	会社員	
29	山崎雅俊	4,000	H25/3/8	流山市富士見台1-13-31	会社員	
30	山崎雅俊	4,000	H25/4/5	流山市富士見台1-13-31	会社員	
31	山崎雅俊	4,000	H25/5/13	流山市富士見台1-13-31	会社員	
32	山崎雅俊	4,000	H25/6/5	流山市富士見台1-13-31	会社員	
33	山崎雅俊	4,000	H25/7/8	流山市富士見台1-13-31	会社員	
34	山崎雅俊	4,000	H25/8/7	流山市富士見台1-13-31	会社員	
35	山崎雅俊	4,000	H25/9/5	流山市富士見台1-13-31	会社員	
36	山崎雅俊	4,000	H25/10/8	流山市富士見台1-13-31	会社員	

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分		1. 個人	
行番号	寄附者の氏名(又は名称)	金 額	年 月 日	住 所 (又は所在地)	職業(又は代表者の氏名)	備 考	
37	山崎雅俊	4,000	H25/11/7	流山市富士見台1-13-31	会社員		
38	山崎雅俊	4,000	H25/12/6	流山市富士見台1-13-31	会社員		
39	(小計)	48,000					
40	花村靖	2,000	H25/1/11	座間市相模が丘5-8-21-1	会社員		
41	花村靖	2,000	H25/2/6	座間市相模が丘5-8-21-1	会社員		
42	花村靖	2,000	H25/3/8	座間市相模が丘5-8-21-1	会社員		
43	花村靖	2,000	H25/4/5	座間市相模が丘5-8-21-1	会社員		
44	花村靖	2,000	H25/5/13	座間市相模が丘5-8-21-1	会社員		
45	花村靖	2,000	H25/6/5	座間市相模が丘5-8-21-1	会社員		
46	花村靖	2,000	H25/7/8	座間市相模が丘5-8-21-1	会社員		
47	花村靖	2,000	H25/8/7	座間市相模が丘5-8-21-1	会社員		
48	花村靖	2,000	H25/9/5	座間市相模が丘5-8-21-1	会社員		
49	花村靖	2,000	H25/10/8	座間市相模が丘5-8-21-1	会社員		
50	花村靖	2,000	H25/11/7	座間市相模が丘5-8-21-1	会社員		
51	花村靖	2,000	H25/12/6	座間市相模が丘5-8-21-1	会社員		
52	(小計)	24,000					
53	拝師徳彦	5,000	H25/1/11	千葉市中央区中央4-8-8	弁護士		
54	拝師徳彦	5,000	H25/2/6	千葉市中央区中央4-8-8	弁護士		

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分		1. 個人	
行番号	寄附者の氏名(又は名称)	金 額	年 月 日	住 所 (又は所在地)	職業(又は代表者の氏名)	備 考	
55	拝師徳彦	5,000	H25/3/8	千葉市中央区中央4-8-8	弁護士		
56	拝師徳彦	5,000	H25/4/5	千葉市中央区中央4-8-8	弁護士		
57	拝師徳彦	5,000	H25/5/13	千葉市中央区中央4-8-8	弁護士		
58	拝師徳彦	5,000	H25/6/5	千葉市中央区中央4-8-8	弁護士		
59	拝師徳彦	5,000	H25/7/8	千葉市中央区中央4-8-8	弁護士		
60	拝師徳彦	5,000	H25/8/7	千葉市中央区中央4-8-8	弁護士		
61	拝師徳彦	5,000	H25/9/5	千葉市中央区中央4-8-8	弁護士		
62	拝師徳彦	5,000	H25/10/8	千葉市中央区中央4-8-8	弁護士		
63	拝師徳彦	5,000	H25/11/7	千葉市中央区中央4-8-8	弁護士		
64	拝師徳彦	5,000	H25/12/6	千葉市中央区中央4-8-8	弁護士		
65	(小計)	60,000					
66							
そ の 他 の 寄 附		36,000					
合 計		192,000					

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	0	0	
(2) 光 熱 水 費	0	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	0	0	
(4) 事 務 所 費	49,896	0	
小 計	49,896	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	0	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣 伝 事 業 費	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ その他の事業費	0	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	0	
小 計	0	0	
合 計	49,896		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
その他の支出		49,896				
合 計		49,896				

(その17)

資 産 等 の 状 況

【エラーチェック済】

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 債 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権 利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ☐ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- ☒ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成26年 2月 10日

政治団体の名称 東京小川淳也後援会

会計責任者の氏名 本田 正美



代表者の氏名 (代表者については解散時のみ記入すること)

(印)

政治資金監査報告書

平成 26 年 2 月 5 日

東京小川淳也後援会

代表 宇都宮 崇人 殿

登録政治資金監査人

登録番号 第 334 号

研修修了年月日 平成 21 年 1 月 29 日



1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第 19 条の 13 第 1 項の規定に基づき、東京小川淳也後援会の平成 25 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの法第 12 条第 1 項に規定する報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第 19 条の 13 第 2 項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、東京小川淳也後援会の主たる事務所においては、事務用設備が十分でない為、香川県高松市三条町 315-3 の事務所で行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等及び領収書等を徴し難かった支出の明細書が保存されていた。
なお、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書を必要とする支出

はなく、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等及び領収書等を徴し難かった支出の明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。
また振込明細書に係る支出明細書は存在しなかった。

3 業務制限

東京小川淳也後援会と私の間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、東京小川淳也後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業員との間においても、同様である。

以 上